

株式会社ボーダレス
ジョブシティ PLUS
有料職業紹介事業許可番号
23-ユ-302591

返戻金制度

当社の紹介により就職した者が入社後3ヶ月以内に本人都合による退社、または、本人の責に基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還します。

- (1) 入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 80%
- (2) 入社後1ヶ月超、2ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%
- (3) 入社後2ヶ月超、3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 30%

但し、非常勤雇用での採用や、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用致しません。また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により、別の定めをする場合があります